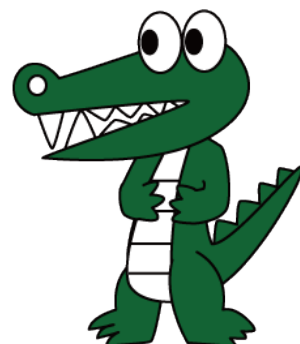


東泉丘小学校の課題の解消に向けた検討 に係る意見交換会

平成 27 年（2015 年）7 月
豊中市教育委員会事務局



東泉丘小学校の課題の解消に向けた検討に係る意見交換会

教育委員会事務局の素案

新千里南町 3 丁目の通学区域の変更（教室不足解消のため）

平成 29 年（2017 年）4 月より、新千里南町 3 丁目を南丘小学校の通学区域に変更するとともに、平成 31 年（2019 年）4 月より、通学する中学校を第九中学校とする。

※新千里南町 3 丁目の通学区域の変更（案）

	変更の施行	変更内容	変 更 方 法
小学校区	平成 29 年 (2017 年) 4 月	南丘小学校	新小学 1 年生から新小学 5 年生を同時に変更する。 (新小学 6 年生は、東泉丘小学校に在学する。)
中学校区	平成 31 年 (2019 年) 4 月	第九中学校	新中学 1 年生から順次変更する。 (新中学 2・3 年生は、卒業まで第十五中学校に在学する。)

※変更に伴う経過措置（案）について（小学校区）

	新 千 里 南 町 3 丁 目
東泉丘小学校 在学の 新小学 6 年生	<ul style="list-style-type: none"> 東泉丘小学校在学の新小学 6 年生は、卒業まで東泉丘小学校に在学する。但し特に希望する場合は、平成 29 年（2017 年）4 月の新学年当初に限り、南丘小学校に転校できることとする。 東泉丘小学校、南丘小学校のいずれを卒業した場合でも、平成 30 年（2018 年）4 月に進学する中学校は第十五中学校とする。
きょうだい関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年（2017 年）4 月、きょうだいで同時に小学校に在学することになり、かつ兄弟が東泉丘小学校に在学している場合、希望すれば、弟妹は東泉丘小学校へ入学または在学できることとする。 (ただし、平成 30 年（2018 年）4 月に南丘小学校へ転校することとする。)
転入学児童	<ul style="list-style-type: none"> 転入学児童は、南丘小学校に入学するものとする。但しその中で、平成 29 年（2017 年）4 月に新 6 年生になる場合に限り、希望すれば東泉丘小学校へ入学できることとする。 南丘小学校、東泉丘小学校のいずれを卒業した場合でも、平成 30 年（2018 年）4 月に進学する中学校は第十五中学校とする。

※変更に伴う経過措置（案）について（中学校区）

	新 千 里 南 町 3 丁 目
きょうだい関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年（2019 年）4 月以降、きょうだいで同時に中学校に在学することになり、かつ兄弟が第十五中学校に在学している場合、希望すれば、弟妹は第十五中学校へ入学できることとする。
転入学生徒	<ul style="list-style-type: none"> 転入学生徒は、第九中学校に入学するものとする。但しその中で、平成 31 年（2019 年）の新中学 2、3 年生、平成 32 年（2020 年）の新中学 3 年生に限り、希望すれば第十五中学校へ入学できることとする。

東泉丘2丁目の通学区域の変更（分割校解消のため）

平成31年（2019年）4月より、通学する中学校を第十七中学校とする。

※東泉丘2丁目の通学区域の変更（案）

	変更の施行	変更内容	変更方法
小学校区	変更なし		
中学校区	平成31年 (2019年)4月	第十七中学校	新中学1年生から順次変更する。 (新中学2・3年生は、卒業まで第十五中学校に在学する。)

※変更に伴う経過措置（案）について（中学校区）

	東泉丘2丁目
きょうだい関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年（2019年）4月以降、きょうだいで同時に中学校に在学することになり、かつ兄弟が第十五中学校に在学している場合、希望すれば、弟妹は第十五中学校へ入学できることとする。
転入学生徒	<ul style="list-style-type: none"> 転入学生徒は、第十七中学校に入学するものとする。但しその中で、平成31年（2019年）の新中学2、3年生、平成32年（2020年）の新中学3年生に限り、希望すれば第十五中学校へ入学できることとする。

※両校の通学路・通学経路について

新千里南町3丁目 ⇄ 南丘小学校



東泉丘2丁目 ⇄ 第十七中学校



東泉丘小学校の課題の解消に向けた検討に係る意見交換会

～主な意見と事務局の考え方～

1、新千里南町3丁目の変更対象地域について	
主な意見	事務局の考え方（案）
一部街区（マンション/戸建住宅）で線引きして校区を変更してほしい	・これまでに培ってきた地域コミュニティ（自治会活動）などを分断することになり、様々な活動の妨げになることが予想されます。
【結論】新千里南町3丁目全域を変更対象とします。（事務局案のとおり）	

2、新千里南町3丁目の変更方法（対象学年等）について	
主な意見	事務局の考え方（案）
新1年から順次変更にしてほしい	・初年度は、新1年生のみが南丘小学校に通学することになり、また、学年によって通学する小学校が異なる状況が少なくとも5年間続くことから、登下校時の見守り体制や、地域活動への影響が懸念されます。
新1年生から4年生まで変更してほしい	・6年生はリーダーとして学校を牽引し、5年生は、その6年生の姿を手本に学校を支えることが期待されています。平成29年度の新5年生が、新千里南町3丁目の子どもたちを牽引するとともに、従前から南丘小学校に在学する5、6年生とともに、リーダーとなり、活躍してもらいたいと考えています。
在校生に東泉丘小学校か、南丘小学校か進学先を選択させてほしい	・同じ地域で異なる小学校に通学することになり、登下校時の見守り体制や地域活動への影響が懸念されます。 ・選択制をとれば、友達関係などで子ども・保護者を悩ませることとなり、混乱を招く恐れがあります。
【結論】平成29年（2017年）4月に新1年生から5年生までを同時に変更します。（事務局案のとおり）	

3、経過措置（きょうだいケース）について	
主な意見	事務局の考え方（案）
兄弟が卒業しても弟妹は、卒業まで東泉丘に在学させてほしい	・同じ地域で異なる小学校に通学することになり、登下校時の見守り体制や地域活動への影響が懸念されます。 ・東泉丘小学校へ通学する児童が少数となり、児童の心理的負担が懸念されます。
【結論】新6年生に兄弟がいる場合、弟妹は平成29年度（2017年度）に限り東泉丘小に在学することができます。（事務局案とおり）	

4、東泉丘2丁目の通学区域について	
主な意見	事務局の考え方（案）
現行通り、第十五中学校へ進学したい	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育9年間の学びの連続性、系統性を重視して、小学校と中学校のつながりを丁寧に、手厚くするため、分割校の解消に努めています。 ・東泉丘小学校から少人数で第十五中学校へ進学する生徒の心理的負担が懸念されます。
<p>【結論】平成31年（2019年）より第十五中学校から第十七中学校へ通学区域を変更する。 （事務局案とおり）</p>	

～主なご質問～

主なご質問	事務局の考え方
5、第九中学校の課題解消に向けた検討についての状況を教えてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・新千里南町3丁目の通学区域変更等により、第九中学校の教室不足が懸念されることはありませんが、将来推計において、教室不足が明確に見込まれた場合、その時点において具体的な対応方策の検討に着手することとしております。
6、小中一貫教育の必要性について、説明してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの発達の早期化や、中1ギャップなど、小・中学校間での円滑な接続が課題となっています。小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程の編成や学習指導の工夫を行い、系統的な教育を行うことで、学習指導面や生活指導面での効果が期待できます。
7、なぜ分割校を解消しないといけないのか	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育を推進する中で、進学する中学校が複数校となる場合、各校との連携の難しさや、煩雑さなどの面で多くの課題が残り、9年間の学びの連続性、系統性の確保が困難になります。子どもたちの育ちや学びの上でも、円滑な接続が必要であるため、分割校の解消に努めています。
8、南丘小学校の児童に対する対策について説明してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年（2016年）の1年は、周知や学校間での調整に充てる期間と考えています。行事などでの交流や登下校の通学路の確認、相談体制、教職員の配置等も含め、双方の子どもたちが円滑になじめるよう検討していきたいと考えています。
9、通学路の安全は確保されているのか	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路や通学経路の安全確保や整備については、警察や関係部局と連携し、対策を進めていきたいと考えています。なお、新千里南町3丁目から南丘小学校までの通学路は、安全面も考慮し、学校と相談のうえ指定いたします。

◎今後の予定

説明会・意見交流

7月18日（土） 東泉丘小学校
7月25日（土） 第九中学校
7月26日（日） 南丘小学校
（*必要に応じて、個別に随時開催）

秋 頃

学校教育審議会に諮問
学校教育審議会から答申

教育委員会会議で規則改正

<問い合わせ先>
豊中市教育委員会事務局 学校教育課 計画係
TEL:06-6858-2705 / FAX:06-6846-9649
E-mail: kyokeikaku@city.toyonaka.osaka.jp

